

宇部市水道事業管理者

水道局長 様

給水装置所有者

住 所

氏 名

ⓐ

電話番号 ( )

指定給水装置工事事業者

所 在 地

事業者名

ⓐ

主任技術者

ⓐ

### 既設メーターの減径・復径届

|          |  |       |  |
|----------|--|-------|--|
| 給水装置番号   |  |       |  |
| 給水装置場所   |  |       |  |
| 給水装置所有者  |  |       |  |
| 既設メーター口径 |  | 減・復口径 |  |
| 減径・復径理由  |  |       |  |

以下の条件を遵守し、工事による不具合（水量・水圧等）が生じても、当方の責任において解決します。

なお、届出内容は給水装置所有者の変更があっても、新しく給水装置の所有者になった者に引き継ぎます。

#### 条 件

- 1 工事にかかる費用は、すべて工事申請者の負担とする。  
減径の場合、既設口径の権利は消滅し、復径の場合には申請口径の区分に従い施設整備納付金を納めること。
- 2 減径の場合は、使用水量がメーターの適正流量範囲の基準に合った口径とし、メーター下流側の給水管口径はメーターと同口径とすること。  
ただし、下流側の給水管の布設替えが困難な場合は、定流量弁を設置しメーターに過大流量がかからないようにすること。
- 3 原則として、減径し得る許容範囲は、2段階までとする。
- 4 減径後、使用水量がメーターの適正流量範囲を超える場合は、その使用水量にあったメーターに復径すること。